

## 200 京都帝国大学教授瀧川幸辰休職の件に付諮詢問

〔昭和八年五月〕

閣第一〇六号案 昭和八年五月二十四日定決 (朱書) (注記1)  
行 (朱書) (朱書) (朱書) (朱書) (朱書)

内閣總理大臣

花押

内閣書記官長

(印)

内閣書記官 (横書) (印) (印) (印)

京都帝国大学教授 濑川幸辰

右文官分限令第十一條第一項第四号ニ依リ休職ノ件同条第三項  
ノ規定ニ依リ文官高等分限委員会ニ諮詢相成然ルベシ

諮詢案

年月日

内閣總理大臣

文官高等分限委員会会长宛

京都帝国大学教授 瀧川幸辰

右文官分限令第十一條第一項第四号ニ依リ休職ヲ命ジ度仍テ  
同条第三項ノ規定ニ依リ理由ヲ具シ茲ニ諮詢ス

理由書

京都帝国大学教授 瀧川幸辰

明治二十四年二月二十四日生

〔中表紙  
調書〕

法刑事訴訟法講座ヲ担任シ同十三年四月教授ニ陞任引続キ上掲  
ノ講座ヲ担任シ以テ今日ニ至レルガ本人ノ思想ハ漸次左傾シ教  
壇ヨリ学生ニ対シテ之ヲ忌憚ナク講述スルト共ニ極メテ過激ナ  
ル内容ヲ有シ為ニ発売領布ヲ禁止セラルガ如キ著書ヲ公刊シ  
テ憚ラザルニ至レリ本人ノ学説及著書ノ内容別紙ノ如シ近時過  
激ナル思想ノ伝播力殊ニ学生生徒並一般知識階級ニ於ケル伝播  
力ハ頗ル旺盛ニシテ甚憂慮スペキ状態トナリ之方防止ニ就テハ  
國ヲ挙ゲテ努力シツツアル所ナリ京都帝国大学ニ就テ之ヲ觀ル  
モ所謂京大事件以来引続各種ノ左傾事件ヲ惹起シ其ノ事件数被  
処分学生数、被起訴者數極メテ多数ニ上リ大学トシテハ之ガ防  
止善導ニ極力努力セザルベカラザル緊切ノ状況ニアリ元來大學  
教授タル者ハ大學令ニ示サレタルガ如ク人格ノ陶冶及國家思想  
ノ涵養ニ留意スベキ義務ヲ有スルモノニシテ若シ是等ノ義務ニ  
相反スルガ如キ思想ヲ懷キ之ヲ教授シ發表スルガ如キコトアラ  
バ大學教授ノ地位ト相両立シ得ザル所ニシテ大學教授トシテノ  
地位ヨリ之ヲ排除セザルベカラズ然ルニ本人ガ前述セル如キ過  
激ナル思想ヲ懷抱シ且ツ之ヲ發表シ教授スルニ至リテハ到底看  
過スベナラザルモノアリ此僕在職セシムルコトハ教育上支障頗  
ル大ナルヲ以テ休職ヲ命ズルノ必要アリト認ムルニ由ル

右者大正七年九月京都帝国大学助教授ニ任ゼラレ同八年八月刑

〔末書  
本調書ニ引用セラレタル刑法讀本ノ章句中×××××××  
附シアル部分ハ、昭和七年六月二十一日判除ヲ命ゼラレ〕

タルモノニシテ、其ノ後該部分ヲ×××××ニ改メ發行シタルモ、昭和八年四月十一日發売頒布ヲ禁ゼラレタルモノナリ。

### 龍川教授の学説及著書の内容に就て

#### 第一、

龍川教授の各種の著書に現れたる刑法に関する同教授の根本思想を見るに、マルクス主義的思想を懷抱し、社会の経済的構造の革命的変革に依るにあらざれば刑法の目的とする犯罪の減少、消滅を期する能はずとなし全く人の主観的道德性を無視し、之に基いて其の学説を組織し説述せるものである、其の概要は次に引用する所に依つて明瞭である。

其の刑法に対する根本的態度は、

「犯罪は病氣、貧乏、自殺、失業、淫売などと同じく社会組織の欠陥から生れるところの必然的現象である、犯罪は刑罰の威力によつて減少、消滅すべきものではない。犯罪との闘争の根本条件は、社会の経済的構造の変革のうちに含まれて居る、刑罰万能の思想は最も保守的な、否、むしろ反動的なものといはねばならない」  
〔<sup>加筆</sup>(刑法講義改訂版一  
又〕

といふ言葉によつて窺はれる。即ち、社会の経済的構造の変革を以て先決問題とするのである。このことは、「刑罰によつて刑罰をなくすることは到底出来ない相談である、それは刑罰のない社会を築上げることを前提として初めて可能となる、故に私はいう、刑罰からの犯人解放は犯

罪からの人間解放である」と〔(刑法読本一九六頁)〕と力説せる所に依つても明瞭であるが、尚次の如く述べて居る所も注目すべきである。即ち

「社会組織を改めることは、犯罪闘争の根本点であるが、合法手段による社会の変革はいうべくして行われない、この意味において刑罰や保安処分をもつてする犯罪闘争は、実は殆ど空論である」  
〔<sup>加筆</sup>(刑法講義第一版三七頁)〕と述べてゐる。

斯くの如く、社会の経済的構造の変革を第一の要件とするのであるが、その変革が漸進的な改造を意味せず、革命的改造を指示せることは、

「従来の刑事政策の実行は、窃盜罪に向つて集中されて居たが、少しも減少しないのみか、次第に増加の傾向がある、恐らく社会の根本組織の立替を断行しない限り、この犯罪の減少、従つて全犯罪の減少はおぼつかない」  
〔<sup>加筆</sup>(刑法讀本一五七頁)〕

と言つて、刑事政策と社会の根本組織の立替とを対照せしめて居る所によつて明らかである。

「革命者の行動は少数者保護の現状を打破して虐げられて居る多数者の運命の開拓を目的とする、革命者の行動と現存の社会組織との間には踏み越えることの出来ない溝がある、従つて、革命者の行動は高い道徳には合するが、その時代の条理に違反する、即ち革命者の頭上を飾るものは常

に茨の冠である」〔(加筆)刑法講義改訂版一〇〇頁)〕

と言つて、革命者を是認し、讃美する口吻を示せる、ことによつても知られる。又前述せる

「御世手段による世界の変革は、どうして止まらない？」

(刑法講義第一版三七頁)  
〔加筆〕

といふ言葉は、以上の事を直截に証明する。而も

八

なるほど監獄では、働くときは食うべからずの原則が確立されて居り、同じ着物を着、同じ食物を食べ、同じ寝室で同じ時間だけ眠ることが出来る、「こゝ」は理想の社会に甚だ似て居るらしい。併し監獄外の現実の社会はそれと全然違つたものである。

「法律は社会の経済的状態によつて決定される、法律は社会の経済的構造を土台とする上層建築の総体中的一部分にはならない」（（刑法講義改訂版二三二頁）<sup>（加筆）</sup>）

くかけ離れた組織をもつて固められて居る。『働かざれば食うべからず』の監獄から『働く者と働かない者との対立して居る』現実の社会に対して、刑罰によつて教育されて

規定される上部構造の一部となして居ることが分る。而してこれは明白にマルクス主義的主張である。

教育刑主義の可能な地盤は監獄で教へられた犯人が社会に復帰した時、教へられたままに、「××××××××××」<sup>(加筆・朱書)</sup>の真理に従つて生き得る社会でなければならない、悲しいことには、現在の社会はそうした社会ではない「(刑)<sup>(加筆)</sup>法読本一九五一—一九六頁)」

と云つてゐるのは、如何なる社会に向つて変革すべきかを示すものである。

更に、

「各國家、従つてその法律の特色は何によつて定まるかとい  
うに、各國家の經濟的構造によつて定まる、法律の形態即

尚照

「何人が現在の社会で罪を犯すかといふ問題を実証的に研究して見ると、数々の犯罪は悉く社会の下積みになつてゐる

ち法律規定の文句は同じでも、国家の根本組織が同じでない限り、法律の実体即ち法律の秩序維持に奉仕する目的は

無産者によつて行われる、逆にいへば、犯罪によつては損害を蒙る者は、常に有産者だということになる。(加筆・朱書)で來ると刑法によつて防衛される社会と刑罰によつて教育される人の何であるかはおのづから明かになる」〔(刑法)

### 読本一九四頁)〕

と言つて、刑法は有産者のみを擁護するものであることを暗示し、刑法の階級性を主張せる所も、注意すべきである。

「法律の性質が社会における或る階級の利益を主として擁護するにあるとしても、解釈法律学は多数者の利益擁護の方

向へ法律を向けて行くことを使命とせねばならない、多数者の利益を無視する解釈法律学は社会科学としての存在価値をもたない」

といふ言葉も同様の趣旨である。〔(刑法講義改訂版)  
(四六一四七頁)〕

### 第二、

上述の如き瀧川教授の思想は刑法各論に於て種々の犯罪について述べる際には、更に顯著に現れてゐる。その中、一二三のものを例示すれば、次の如くである。

### 内乱罪

「内乱の目標は現実の国家組織の破壊である、従つてこれは現実の国家にとつて最も恐るべきものであり、極力これを弾圧する必要がある。併し、行為者の動機は必ずしも攘斥すべきものではない、却つて彼等は人類のヨリ幸福な社会の建設を目標として現実の社会の破壊を企てるものであつて、結果からいうても、もし内乱が成功すれば行為者

が支配者の地位に取つて代るわけである。大きな目から見れば、彼等は動機、行動が悪いから罰せられるのではなく、たゞ破れたから罰せられるだけの話である」〔(刑法  
(二五頁))〕

といふのは、内乱罪をして、破れたから罰せられたのみで、むしろその動機に高潔なものがあるとなし、内乱罪に対する罪悪感を弛緩せしめる叙述であり社会の秩序を紊す説述である。

### 姦通罪

「婚姻の誠実を破ることは、それが男女の何れの方面から実現される場合においても責任は同一でなければならない、男女平等の原則が婚姻制度の論理的要求である。ところ

が、従来、女子は経済的、従つて法律的に男子に隸属する状態にあつた。男女のこの関係は婚姻にも反映して居る。即ち婚姻は形式的には男女の和合であるが、実質的には男女の闘争であつて、社会生活における支配階級を代表する夫と、被圧迫階級を代表する妻の家族内における階級闘争の縮図に外ならない、姦通は闘争の必然的産物であり、現行刑法の如く、妻の姦通のみを罰する立法例は、支配階級の徹底的勝利の表現形態であるといふことが出来る」〔(法学全集  
(第廿八卷刑法各論三一三頁))〕

といふが如きは、マルクス主義的階級説による婚姻觀であり、我国の良習を破るものである。

### 尊属親殺罪

(「既にこれを重く罰する」とは、家長に対する反逆を最悪の罪

と見る封建主義イデオロギーの残骸である。しかし、この

思想自体、社会の批判に服さねばならない。尊属親が尊属

親であるといふだけの理由で特別の尊敬を要求し得たのは

家長制度の反射作用である。家族が家長の統制を脱し、直

接に社会の構成分子に編入されるに従ひ、この思想の存在

理由は、次第に薄弱になつて來た、名を美風良俗の維持に

借つて徒らに重い刑罰を科するだけでは、時代錯誤以外の

何物でもない」<sup>〔刑法各論九三頁及法学全集〕</sup>〔第廿七卷刑法各論四〇〇頁〕

といふ主張は、これこそ我国の美俗を無視するものである。

### 第三

以上は瀧川教授の著書、刑法読本、刑法講義改訂版、其の他に現れたるものを抄録したのである。而して、之に依つて見れば、瀧川教授の懷抱する学説並に著書の内容は安寧秩序を紊し、醇風美俗を破壊するものであり、人格の陶冶、国家思想の涵養を基本とする大学令第一条の趣旨に背反するものと認めねばならない。

### (参考)

大学令 (抄録)

第一条 大学ハ國家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スレキモノトス

(注記1)  
〔川島印〕

(注記2)  
〔朱書印〕

〔〔昭和八年 公文雜纂 内閣一卷一〕〕 (簿冊内件名番号)

〔〔昭和八年 公文雜纂 内閣一卷一〕〕